

令和 8 年 年末の交通安全県民運動実施要綱

《目的》

この運動は、人命尊重の理念に基づき、安全思想の普及と高揚を図り、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、思いやりやゆずりあいの心を持って、良識ある交通マナーを実践することにより県民総ぐるみで悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

《期間》

令和 8 年12月11日（金）から20日（日）までの10日間

《スローガン》

夕暮れは 早めのライトで 事故防止

《主唱》

岐阜県交通安全対策協議会（岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体名簿のとおり）

《運動重点》

- 1 夕暮れ時以降の交通事故防止
- 2 高齢者の交通事故防止
- 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 4 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

《運動の重点に関する推進項目》

運動の重点 1 夕暮れ時以降の交通事故防止

年末は日没時間が早く、薄暮時間帯（日の入り時間の前後 1 時間）に重大な交通事故が多発する傾向にある。

運転者は、遅くとも午後 4 時にはライトを点灯することやハイビームの適切な使用により、歩行者や自転車をいち早く発見して交通事故を防ぐことが重要である。また、歩行者や自転車利用者は反射材用品や明るい色の衣服を身に付け、運転者から自分の存在を早期に発見してもらえるようにすることが大切である。

1 運転者に対する安全運転の周知

- 「4 時だヨ！全員点灯」等の夕暮れ時におけるライトの早めの点灯と、夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用について周知徹底する。
- 夜間における視界の狭さなど、視認性の低下の危険性が理解できる交通安全教育を実施する。
- 早朝や夕暮れ時など、通勤時間帯における交通事故について周知し、危険予測に基づいた前方注視や速度低減等、基本的な安全運転方法を周知徹底する。
- 生活道路（主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路）における法定速度の引き下げ（30km/h）についての広報啓発を推進する。

2 歩行者・自転車利用者に対する安全意識の啓発

- 夕暮れ時以降は、歩行者・自転車利用者が運転者から見落とされやすいことを周知徹

底する。

- 自転車利用者に対しては、早めのライト点灯と自転車両側面への反射器材の装着について周知徹底する。
- 高齢者に対する世帯訪問や交通安全教育を通じ、外出時には、明るく目立つ色の服装と反射材用品の装着を周知啓発する。また、道路横断の際は、近くに横断歩道や信号機のある交差点がある場合は、確実に利用することや、横断中も左右の安全確認を行うことを周知徹底する。

運動の重点2 高齢者の交通事故防止

令和7年中に発生した交通死亡事故は55件（死者55人）であり、そのうち42人が**高齢者（65歳以上）で全死者数の約8割を占めた**。また、高齢運転者が主たる原因となった交通死亡事故は19件、歩行中の死者が14人であり、高齢者の交通事故を防止するため、運転者に対して身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、歩行者に対しては道路横断時の安全確認の徹底等を周知する必要がある。

1 交通安全意識の啓発

- 家庭をはじめ老人クラブなど地域におけるコミュニティ活動の場を通じて、交通安全意識の高揚を図る。
- 交通指導員、シルバー・セーフティ・アドバイザー、交通安全協会などと連携し、高齢者世帯訪問による交通安全指導を実施する。
- 高齢者交通安全大学校や交通安全出前講座等を通じて、高齢者の行動特性に応じた交通安全教育を実施する。
- 道路の安全な横断方法の周知、反射材用品の着用など、正しい交通ルール・交通マナーに関する指導啓発を推進し、交通安全意識を高める。
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）や聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）等を表示している自動車に対する保護義務について周知徹底する。

2 高齢運転者の交通事故防止

- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）について啓発する。
- 身体機能の変化を自覚する高齢運転者やその家族等に、運転免許証の自主返納制度について周知する。また、自主返納制度の支援施策を促進するとともにその周知を図る。
- 身体能力の低下により運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口や安全運転相談専用ダイヤル「#8080（シャープ ハレバレ）」についての周知及び利用の促進を図る。
- 高齢者や障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛けや誘導をするなど、地域一体となった交通安全活動を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進する。

3 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

- 自転車シミュレータやVRゴーグル等を活用した出前講座により、加齢等に伴う身体機能の変化を周知し、安全な交通行動を身につけることを目的とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

運動の重点3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

令和7年中、飲酒運転に伴う人身交通事故は50件で、そのうち死亡事故が5件発生しており、未だに飲酒運転の根絶には至っていない。飲酒運転は重大事故に直結する悪質な犯罪であり、特に年末は、忘年会など飲酒する機会が増えることから、社会から根絶する機運を醸成する必要がある。

また、飲酒運転と同様に、悪質で危険な妨害運転等についても、それを許さない環境づくりが必要である。

1 飲酒運転を許さない環境づくり

- 地域・職場・家庭などが一体となり、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりの推進を図る。
- 地域では、交通事故被害者の声を反映した啓発活動等を通じて、地域住民一人ひとりの飲酒運転根絶の機運を高める。
- 職場におけるアルコール検知器の普及と適正な活用の推進を図る。
- 家庭では飲酒した翌日の二日酔いの確認、職場では飲酒後の帰宅手段の確認、飲酒店ではハンドルキーパーの確認をそれぞれ行う「スリーチェック」キャンペーンを実施する。
- 安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者は、酒気帯びの有無の確認及びその確認の内容の記録を行う。
- 地域や職場では、飲酒運転の根絶に向けた各種啓発活動を実施する。
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについて周知徹底する。

2 妨害運転等の根絶に向けた啓発の推進

- 悪質・危険な妨害運転等を根絶するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に関する啓発を推進するとともに、被害防止のためのドライブレコーダーの普及促進、被害を受けた場合の車内からの安全な110番通報について周知徹底する。

運動重点4 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車利用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗車中の交通事故死者の損傷主部位の半数近くが頭部に致命傷を負っている。また、自転車乗車中の人身事故では、自転車側の多くに法令違反が認められることに加え、令和8年4月1日からは、自転車に交通反則通告制度が導入されている。

特定小型原動機付自転車に関しては、16歳未満の運転禁止や車道通行の原則など、利用者には交通ルールを十分理解した上で安全に利用することが求められている。

このため、自転車等の利用者に対してヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守を徹底する必要がある。

1 乗車用ヘルメット着用の促進

- 交通事故の被害を防止・軽減するため、利用する機会が多い高校生や重大事故につながりやすい高齢者を始めとした全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用が努力義務であることを周知徹底し、着用の促進を図る。
- こどもを幼児用座席に乘せる際やこどもが自ら自転車に乗る際は、こどもに乗車用ヘルメットを着用させるよう周知徹底する。

2 自転車利用時の交通ルール遵守の徹底

- 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先等「自転車安全利用五則」に基づいた自転車の基本的なルールについて周知徹底する。
- 自転車シミュレータやVRゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- 自転車側面への反射器材の装着と、夕暮れ時における早めのライト点灯について周知徹底する。

3 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

- 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務とされており、また、自転車利用者に対する高額賠償事例もあることから、被害者の救済等を目的とした自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。
- 事業者等による自転車通勤者等に対する保険加入の確認及び加入についての情報提供の努力義務について周知する取組を推進する。

4 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 法律で定める基準を満たさないものは、引き続き、車両区分に応じた交通ルールが適用されることについて周知を図る。
- 交通事故の被害軽減のため、ヘルメット着用が努力義務であることを周知徹底する。

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体（順不同）			
官公庁等	(特非)岐阜県青年のつどい協議会	その他の関係団体	岐阜県木材協同組合連合会
岐阜県	岐阜県公民館連合会	岐阜県美容業生活衛生同業組合	岐阜県小売酒販組合連合会
岐阜県警察	(社)岐阜県社会福祉協議会	岐阜県理容生活衛生同業組合	岐阜県生コンクリート工業組合
岐阜県教育委員会	(一財)岐阜県地域女性団体協議会	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	岐阜県生活協同組合連合会
各市町村	(一財)岐阜県老人クラブ連合会	生活衛生同業組合岐阜県映画協会	岐阜県民共済生活協同組合
各市町村教育委員会	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	交通安全関係団体
岐阜地方検察庁	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	各市町村交通安全対策協議会
中部運輸局岐阜運輸支局	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	岐阜県料理生活衛生同業組合	岐阜県交通安全女性協議会
岐阜地方気象台	(公社)岐阜県青少年育成県民会議	岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	各交通安全女性団体
岐阜労働局	交通・運輸関係団体等	岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	各幼児交通安全クラブ
中部地方整備局各事務所	東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	岐阜県飲食生活衛生同業組合	(一財)岐阜県交通安全協会
岐阜地方検察局	中日本高速道路(株)	岐阜県食肉生活衛生同業組合	各地区交通安全協会
岐阜地方裁判所	日本郵便(株)東海支社	岐阜県脂商生活衛生同業組合	報道機関
岐阜家庭裁判所	(一社)岐阜県指定自動車教習所協会	岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	日本放送協会
岐阜県市長会	中部鉄道協会	各ライオンズクラブ	岐阜放送(株)
岐阜県町村会	(一社)岐阜県自動車会議所	各ロータリークラブ	(株)CBCテレビ 岐阜支社
岐阜県市議会議長会	(公社)岐阜県バス協会	(一社)岐阜銀行協会	東海テレビ放送(株)
岐阜県町村議会議長会	岐阜県タクシー協会	岐阜県信用金庫協会	東海ラジオ放送(株)
教育関係団体等	(一社)岐阜県トラック協会	(一社)東海信用組合協会	名古屋テレビ放送(株)
岐阜県都市教育長会	(一社)岐阜県自家用自動車協会	岐阜県弁護士会	中京テレビ放送(株)
岐阜県町村教育長会	(一社)岐阜県自動車整備振興会	(一社)岐阜県医師会	(株)岐阜新聞社
岐阜県保育研究協議会	岐阜県自動車販売店協会	(公社)岐阜県歯科医師会	(株)中日新聞社
岐阜県高等学校校長協会	岐阜県自転車軽自動車商協同組合	(一社)岐阜県農業会議	(株)毎日新聞社
岐阜県小学校長会	岐阜県軽自動車協会	岐阜県農業協同組合中央会	(株)朝日新聞社
岐阜県中学校長会	岐阜県中古自動車販売協会	(一社)ぎふ総合健診センター	(株)読売新聞社
岐阜県公立幼稚園・こども園長会	岐阜県レンタカー協会	(一社)岐阜県観光連盟	(株)日本経済新聞社
(一社)岐阜県私立幼稚園連合会	岐阜県自動車車体整備協同組合	(一社)岐阜県経営者協会	(株)中部経済新聞社
岐阜県PTA連合会	岐阜県自動車電装品整備商工組合	(一財)岐阜県消防協会	(株)日刊工業新聞社
岐阜県高等学校PTA連合会	軽自動車検査協会岐阜事務所	(公財)岐阜県防犯協会	(株)時事通信社
岐阜県専修学校各種学校連合会	(一社)日本二善協 岐阜県二輪車普及安全協会	(一社)岐阜県警備業協会	(一社)共同通信社
青少年・地域・福祉団体等	損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所	(一社)岐阜県危険物安全協会	(株)エフエム岐阜
岐阜県自治連絡協議会	(独)自動車事故対策機構岐阜支所	岐阜県中小企業団体中央会	
岐阜県保護司会連合会	自動車安全運転センター岐阜県事務所	岐阜県商工会議所連合会	
ボーイスカウト岐阜県連盟	岐阜県自動車共済協同組合	岐阜県商工会連合会	
ガールスカウト岐阜県連盟	岐阜県農業機械商業協同組合	(一社)岐阜県建設業協会	
(一財)岐阜県子ども会育成連合会	(公財)日本道路交通情報センター岐阜センター	岐阜県砂利協同組合	
岐阜県スポーツ少年団	(一社)日本自動車連盟岐阜支部	岐阜県石油商業組合	
岐阜県少年少女合唱連盟	(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	岐阜県森林組合連合会	